

川西市防犯カメラ設置及び管理運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川西市市民環境部生活安全課が所管する防犯カメラについて、その適正な設置及び管理運用を行うために必要な事項を定めることにより、子どもの安全の確保と犯罪の未然防止を図るとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の趣旨にのっとり、画像を個人情報として適正に取扱い、市民の権利と利益を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 小学校の通学路等に設置する撮影機器であって、映像記録装置及び通信機器が一体となったものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別できるものをいう。
- (3) 管理システム 防犯カメラに係る制御装置及び通信回線等を一体的に整備するものをいう。
- (4) 記録媒体 画像を記録した媒体をいう。

(管理責任者の設置)

第3条 防犯カメラ及び管理システム（以下「防犯カメラ等」という。）の適正な設置及び管理運用を行うため、管理責任者を置くものとする。

2 管理責任者は、市民環境部長の職にある者をもって充て、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 防犯カメラの設置場所の選定に関すること。
- (2) 第10条に基づく画像提供の決定に関すること。
- (3) 生活安全課の職員のうちから取扱員を指名すること。

3 管理責任者は、前項第3号について、緊急時等においては、取扱員を別に指名することができる。

4 取扱員は、管理責任者の命により次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 画像の閲覧及び複写に関すること。
- (2) 防犯カメラ等及び画像の管理に関すること。

5 管理責任者及び取扱員は、防犯カメラ等及び画像により知り得た情報を第三者に提供し、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(責務)

第4条 管理責任者は、防犯カメラの管理運用について、取扱者に対し、個人情報保護法に基づいた個人情報の保護に配慮するよう指導及び監督をしなければならない。

(設置場所)

第5条 防犯カメラの設置場所及び台数は、「別表」のとおりとする。

(設置等に係る措置)

第6条 管理責任者は、防犯カメラの設置に当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 防犯カメラの設置にあたっては、第1条の目的を達成するために兵庫県川西警察署及び地域団体等の関係機関と協議すること。
- (2) 撮影範囲は、この要綱の目的にのっとり必要最小限の範囲とすることとし、個人のプライバシーの保護に配慮すること。
- (3) 防犯カメラを設置している旨を表示すること。

(稼働時間)

第7条 防犯カメラは、常時、稼働させるものとする。

(画像の閲覧及び複写)

第8条 画像の閲覧及び記録媒体への複写(以下「閲覧等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、管理システムにより行うものとする

- (1) 第10条に規定する目的外利用及び提供を行うとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理責任者が、職務上必要な保守及び維持管理を行うため、特に必要であると認めるとき。

2 管理責任者は、前項各号に該当するときは、取扱員に対し、画像の閲覧等を指示するものとする。

3 取扱員は、画像の閲覧等をしたときは、その結果を管理責任者に報告するとともに、防犯カメラ画像管理台帳(様式第1号)に必要な事項を記録しなければならない。

(画像の管理等)

第9条 画像の保存期間は、原則として、記録日から起算して7日間とする。ただし、犯罪防止等のために管理責任者が特に必要と判断した場合には、その期間を延長することができる。

2 前項の保存期間を経過した画像は、重ね撮りによる画像の上書き又は消去を行うもの

とする。ただし、前条第1項第1号の規定により画像を複製したときは、目的達成後、直ちに画像の消去又は記録媒体の破砕等の処理を行わなければならない。

3 画像は、撮影時の状態のまま保存し、編集又は加工をしてはならない。

4 管理責任者は、前3項に掲げるもののほか、画像及び記録媒体について、流出、漏えい、盗難、紛失その他事故が生じないように必要な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第10条 画像データの目的外利用及び提供のうち、個人情報保護法第69条第2項第3号に基づく場合は、刑事訴訟法第197条第2項等に基づき、捜査機関から照会があった場合とする。

2 管理責任者は、前項に基づき捜査機関から画像の利用申請があったときは、事前に、捜査機関に対し、捜査関係事項照会書等と合わせて防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書(様式第2号)の提出を求め、照会事項等の内容を審査の上、提供の可否を決定するものとする。

3 管理責任者は、第1項に基づき画像データの目的外利用及び提供を行う場合は、提供先に対し、画像データの安全かつ適切な管理及び目的達成後の画像データの確実な消去を求めるものとする。

(苦情への対応)

第11条 管理責任者は、設置された防犯カメラに関する苦情に対し、迅速かつ適切な対応に努めなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市民環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

防犯カメラ設置場所一覧

No	校区	住所	No	校区	住所	No	校区	住所
1	久代1	久代2丁目	61	けやき坂1	けやき坂1丁目	121	陽明1	水明台2丁目
2	久代2	久代1丁目	62	けやき坂2	芋生	122	陽明2	水明台4丁目
3	久代3	久代1丁目	63	けやき坂3	けやき坂4丁目	123	陽明3	向陽台3丁目
4	久代4	東久代2丁目	64	けやき坂4	けやき坂3丁目	124	陽明4	向陽台3丁目
5	久代5	久代3丁目	65	けやき坂5	けやき坂4丁目	125	陽明5	水明台2丁目
6	久代6	久代2丁目	66	けやき坂6	けやき坂5丁目	126	陽明6	向陽台3丁目
7	久代7	久代5丁目	67	けやき坂7	けやき坂3丁目	127	陽明7	清流台13
8	久代8	東久代1丁目	68	けやき坂8	けやき坂3丁目	128	陽明8	水明台2丁目
9	久代9	久代6丁目	69	けやき坂9	芋生	129	陽明9	向陽台3丁目
10	久代10	久代5丁目	70	けやき坂10	けやき坂2丁目	130	陽明10	水明台1丁目
11	加茂1	南花屋敷1丁目	71	清和台1	清和台西1丁目	131	牧の台1	大和西5丁目
12	加茂2	南花屋敷4丁目	72	清和台2	清和台東2丁目	132	牧の台2	大和西5丁目
13	加茂3	南花屋敷3丁目	73	清和台3	清和台東2丁目	133	牧の台3	大和西3丁目
14	加茂4	加茂1丁目	74	清和台4	清和台東2丁目	134	牧の台4	大和西1丁目
15	加茂5	加茂1丁目	75	清和台5	清和台東2丁目	135	牧の台5	大和西1丁目
16	加茂6	加茂3丁目	76	清和台6	清和台東2丁目	136	牧の台6	大和東1丁目
17	加茂7	加茂2丁目	77	清和台7	清和台西2丁目	137	牧の台7	大和東1丁目
18	加茂8	加茂3丁目	78	清和台8	清和台東2丁目	138	牧の台8	大和東2丁目
19	加茂9	南花屋敷3丁目	79	清和台9	清和台西2丁目	139	牧の台9	大和東5丁目
20	加茂10	加茂5丁目	80	清和台10	清和台西2丁目	140	牧の台10	大和東1丁目
21	川西1	小戸1丁目	81	清和台南1	清和台東5丁目	141	東谷1	一庫
22	川西2	小戸1丁目	82	清和台南2	清和台西3丁目	142	東谷2	見野2丁目
23	川西3	小花1丁目	83	清和台南3	清和台東5丁目	143	東谷3	笹部1丁目
24	川西4	寺畑1丁目	84	清和台南4	清和台西5丁目	144	東谷4	見野2丁目
25	川西5	小花2丁目	85	清和台南5	清和台東4丁目	145	東谷5	見野1丁目
26	川西6	寺畑1丁目	86	清和台南6	清和台西5丁目	146	東谷6	見野2丁目
27	川西7	栄根2丁目	87	清和台南7	清和台西4丁目	147	東谷7	見野3丁目
28	川西8	栄根1丁目	88	清和台南8	清和台西4丁目	148	東谷8	東畦野3丁目
29	川西9	下加茂1丁目	89	清和台南9	柳谷	149	東谷9	東畦野2丁目
30	川西10	下加茂1丁目	90	清和台南10	清和台西4丁目	150	東谷10	黒川
31	桜が丘1	日高町5	91	多田1	新田3丁目	151	北陵1	丸山台3丁目
32	桜が丘2	中央町17	92	多田2	多田院2丁目	152	北陵2	丸山台2丁目
33	桜が丘3	栄町11	93	多田3	多田院1丁目	153	北陵3	丸山台2丁目
34	桜が丘4	花屋敷1丁目	94	多田4	新田3丁目	154	北陵4	丸山台2丁目
35	桜が丘5	花屋敷1丁目	95	多田5	新田1丁目	155	北陵5	丸山台1丁目
36	桜が丘6	花屋敷1丁目	96	多田6	矢間3丁目	156	北陵6	丸山台1丁目
37	桜が丘7	花屋敷1丁目	97	多田7	多田院1丁目	157	北陵7	美山台2丁目
38	桜が丘8	花屋敷2丁目	98	多田8	西多田1丁目	158	北陵8	美山台2丁目
39	桜が丘9	花屋敷2丁目	99	多田9	矢間1丁目	159	北陵9	美山台1丁目
40	桜が丘10	満願寺町1	100	多田10	西多田2丁目	160	北陵10	美山台1丁目
41	川西北1	松が丘町5	101	多田東1	平野3丁目			
42	川西北2	萩原1丁目	102	多田東2	平野3丁目			
43	川西北3	萩原1丁目	103	多田東3	東多田1丁目			
44	川西北4	出在家町14	104	多田東4	東多田3丁目			
45	川西北5	出在家町3	105	多田東5	東多田1丁目			
46	川西北6	滝山町5	106	多田東6	東多田3丁目			
47	川西北7	萩原1丁目	107	多田東7	東多田1丁目			
48	川西北8	火打2丁目	108	多田東8	東多田2丁目			
49	川西北9	鶯の森町1	109	多田東9	東多田2丁目			
50	川西北10	美園町16	110	多田東10	東多田2丁目			
51	明峰1	鶯台2丁目	111	緑台1	向陽台2丁目			
52	明峰2	錦松台20	112	緑台2	向陽台1丁目			
53	明峰3	湯山台2丁目	113	緑台3	向陽台1丁目			
54	明峰4	南野坂1丁目	114	緑台4	向陽台1丁目			
55	明峰5	萩原2丁目	115	緑台5	緑台4丁目			
56	明峰6	鶯が丘20	116	緑台6	緑台2丁目			
57	明峰7	萩原台西3丁目	117	緑台7	緑台3丁目			
58	明峰8	萩原台西3丁目	118	緑台8	緑台4丁目			
59	明峰9	萩原台東2丁目	119	緑台9	緑台3丁目			
60	明峰10	鶯が丘1	120	緑台10	緑台7丁目			